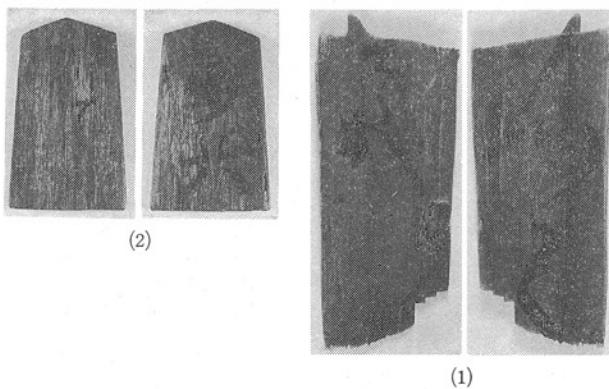


(2)は将棋の駒(歩兵)で、裏面の文字は「今」の草体であることが判読される。

なお赤外線テレビによる判読について福井県立博物館の仁科章氏のご高配を得た。



(佐藤
圭)

石川・戸水大西遺跡

1	所在地	石川県金沢市戸水町
2	調査期間	一九九三年(平5)五月～八月
3	発掘機関	金沢市教育委員会
4	調査担当者	出越茂和・吉本澄弘
5	遺跡の種類	官衙跡か
6	遺跡の年代	八世紀後半～九世紀
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	

戸水大西遺跡は、金沢市街地の西方に位置し、日本海まで約3kmと近い。遺跡の北約1kmには大野川が流れ、南西約2kmには犀川がある。

大野川と犀川の下流部はともに水上交通の要衝にある。大野川と犀川の下流河川に挟まれた標高2m強の低微高地に立地する。

戸水大西遺跡の調査は、鞍月土地区画整理事業に伴うもので遺跡の全面発掘を目指している。一九九二年



(金
沢)

に第一次調査約三七〇〇m²を、翌年に第二次調査約四三〇〇m²を実施し、計約八〇〇〇m²の調査を終了している。一九九五年以降に第三次調査を予定しており、調査成果はその後報告の予定である。

遺跡の範囲は、東西約二〇〇m、南北約八〇mと推定され、東西に細長く延びている。遺跡中心部には、幅二〇~三〇mにわたって遺構の存在しない部分があり、ここではそれを境に東地区と西地区に呼び分けることとする。

検出した主な遺構は、掘立柱建物四〇棟・井戸八基・土坑・溝などである。掘立柱建物は桁行五間を最高に、桁行三間の小型のものが中心を占めている。ただ小型建物でも、柱掘形が一边一mを越えるものもある。井戸は東地区で三基、西地区で五基検出しており、特に東地区の二基は大型である。遺構で注目されるのは、T字形に伸びる規則的な大溝である。東西溝SD3〇は、幅約四m、深さ約〇・五mとやや浅いが、直線的に約一八〇m以上延び、東方で南北溝SD三九と合流し遺跡の東辺を画する。さらに、東西溝SD3〇から小溝が南北に數本延びて小区画を形成し、内には建物と倉が配置されるようである。SD3〇からは、木簡八点(1)~(7)(9)が出土した。他にSD三七からも一点出土した(8)。

遺物はSD三〇を中心に多種多様なものが出土している。土器は、食膳具には須恵器・黒色土器が、貯蔵具には須恵器が、煮炊具には土師器が使用されている。ほぼ地元産に限られるが、畿内地方から



の搬入と考えられる長頸壺(壺G)1点・黒色土器碗1点がある。長頸壺(壺G)は、県内では金沢市上荒屋遺跡に次いで「例目である。

施釉陶器は、灰釉の壺底部が一点出土しているだけである。

木器は、箸・横櫛・曲物・下駄・漆器などがある。特に、漆器は全て黒漆で、器種は高杯・稜椀・合子蓋・皿・曲物・箱蓋がある。

高杯は杯部を欠くが、裾径一二・四cm・現存高八・九cmを測り、平

城宮跡、長岡京跡に類例が見られる。箱は漆皮製で蓋と推測され、五・七cm×八cmを最大破片とし、他に小片が数枚ある。赤外線照射の結果、動物の絵が墨で描かれていることが判明した。

祭祀具には、人形二五点・馬形一点・舟形三点・斎串五〇点以上、銅鈴一点がある。人形などの形代は、全て溝からの出土で特に東地区に顯著であるのに対し、斎串は井戸からも出土している。

石器は、砥石と水晶原石があり、石帶の鉈尾が東地区から一点出土している。

墨書土器は約三〇〇点出土しており、そのうち約一〇〇点が判読可能である。主な墨書としては、「西」が三三点と最も多く、單字句では「依」一七点、「大」一四点、「中」八点、「案」七点、「満」六点、「南」三点が、「二字句では「西家」「大家」「中家」「宿家」と家に関するもの、「大市」一四点、及び「中庄」一点が注目される。他に、「家人」一一点、「吉成」一四点がある。「宿家」と記す土器は八世紀末～九世紀初頭頃に、「大市」は加賀立国(八二三年)後の

九世紀前半～中頃に、「西」「西家」は九世紀後半にほぼ比定できる。墨書は調査区毎に偏りが見られ、東地区では「依」「案」「中」「大市」「吉成」が、西地区では「西」「家人」が顯著である。「中」「西」の存在と出土傾向から、地区あるいは建物群とに認識・呼び分けされていた可能性も考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「符籙) 急々如律令

(495)×41×11 019

(2) 「▽得庭等一石」

152×29×6 033

(3) √□竈鳥□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

▽□秦真公□家竈□弘仁十二年五月一日庚寅

(472)×57×5 031
〔鳥カ〕

(4) □□□五斗

〔米カ〕
(124)×16×5 059

・上十二月廿一日

187×22×5 051

(5) •「飛駄満地万呂五斗」
•「中庄十四条七里」

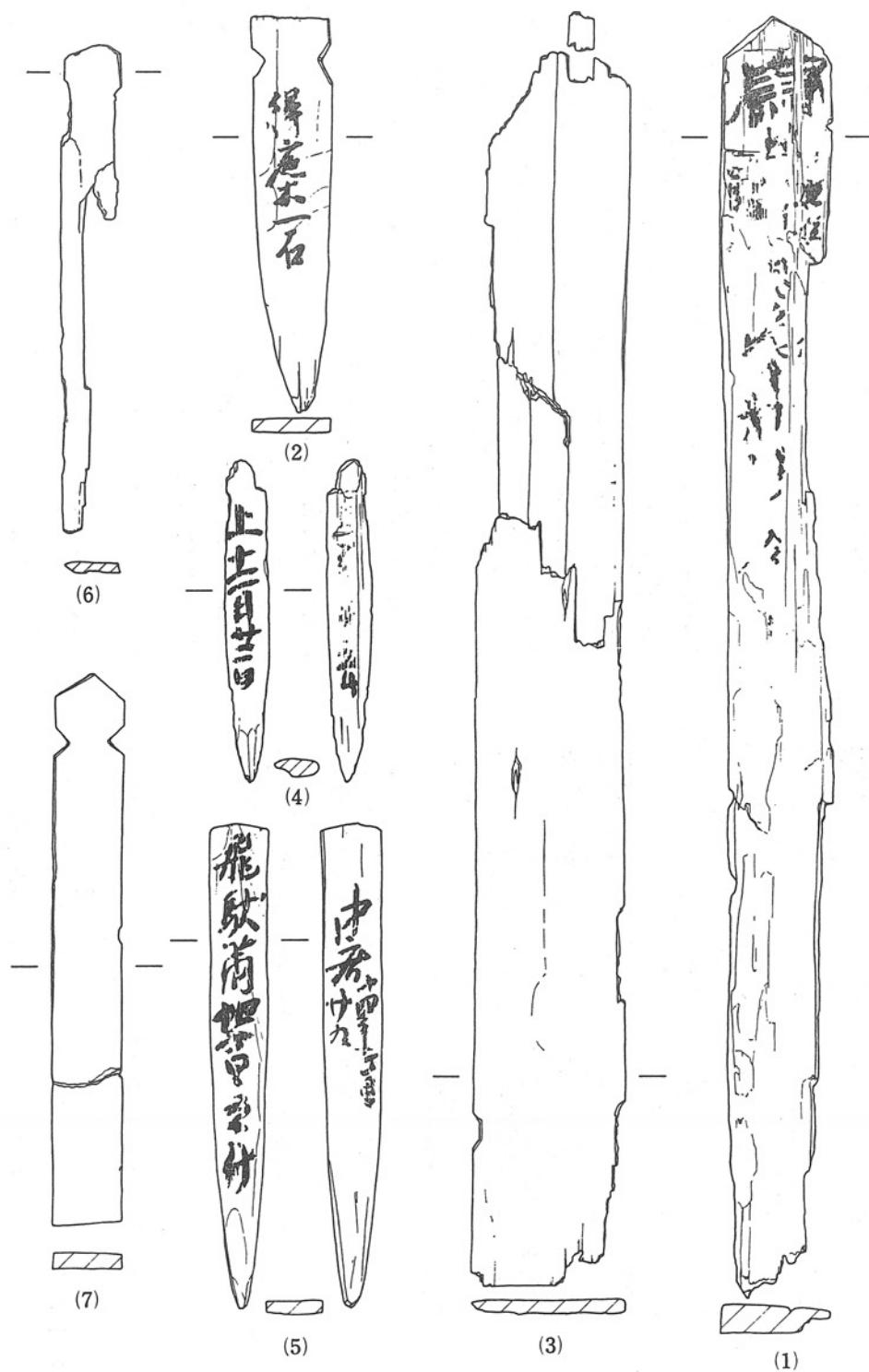
187×22×5 051

(6) □

(197)×21×4 081

(7) 「▽□益一斗五升」

211×25×6 032



(8) 「南」 (曲物)

径170×厚2.5 061

(9) 「□ □」

199×(27)×2 011

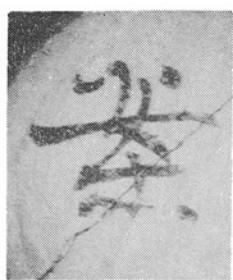
(1)は、恐らく長さ五〇cmを越す大型の呪符木簡で、頭部を圭頭状とする。(3)は上部を欠く長大なもので、墨が退色しているため文字の盛り上がりで判読した。秦真公、□家竈鳥の人名が二度登場する可能性がある。弘仁一三年は加賀立国の前年にあたる。(1)・(3)は、いずれも東地区から比較的かたまって出土しているが、(3)は溝下層の砂層から、(1)(2)は上層の粘質土からの出土である。(5)は西地区から出土しており、「中庄」という加賀では未知の莊園名と、その下に二行書きで「十四条七里／廿九□」の坪付が記載されている。「中庄」は恐らく固有名詞ではなく、上荒屋遺跡で判明している「東庄」などのような「方位十庄」として理解するのが妥当であろう(木簡研究)一三参照)。「中庄」は墨書き土器にも見られるが、小片でしかも僅か一点であることからして、他所からの搬入の可能性が高い。条里は、上荒屋遺跡出土27号木簡に「五条」の文字があり、これを単純に上荒屋遺跡周辺に比定すると、その北方に位置する戸水町周辺は十四条に相当し、(5)の「十四条」と合致する。しかし、越前国は周知のように四象限の条里プランを施工しており、上荒屋遺跡は同遺跡52号木簡(千鳥式坪並を記している)から、条数が北から南へと増えていく東南条里になる可能性も考えられる。条里の比定

は、今後慎重に進める必要がある。ちなみに、戸水大西遺跡出土「中庄」墨書き土器の年代は加賀立国以前に比定でき、莊園の存続時期の一端を示しているが、木簡との共存関係は不明である。なお、木簡の釈読は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

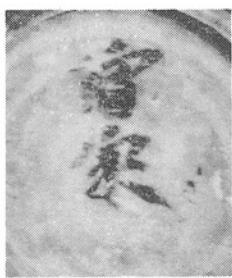
(出越茂和)



「大市」



「案」

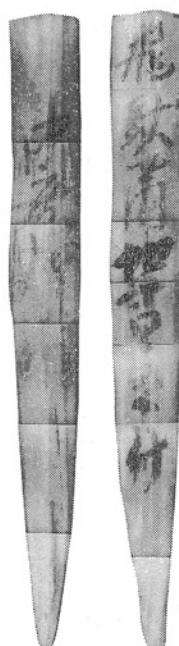


「宿家」



「西家」

墨書き土器(部分)



(5)